

第16回議会改革特別委員会会議録（要旨）

日 時	令和3年4月13日（火）午前10時～午前11時48分
場 所	長久手市役所本庁舎 2階 委員会室
出席委員	委員長 山田かずひこ 副委員長 山田けんたろう 委 員 石じまきよし 伊藤祐司 木村さゆり 富田えいじ
職務のため出席した者の職氏名	議 長 青山直道 事務局長 水野敬久 議事課長 福岡弘恵 議事係長 吉田菜穂子

1 あいさつ

（議長） 議会改革特別委員会設置にあたり、議会基本条例の検証報告をもとに、議会運営委員会と議会改革特別委員会で運用の課題を検討することになった。当初の目的であった議会基本条例の運用の課題の検討は終わった。その他としてタブレット導入等についても検討していたが、会派が増えたが委員の定数は少なく、委員も大幅に変わることから当初の目的は完了したため、検討中のタブレット導入等については議会運営委員会か新たな場に引き継いではどうかと考えている。議会改革特別委員会は廃止に向けて議論してもらいたい。

2 議題

議会改革特別委員会の廃止について

（委員長） 議会改革特別委員会の検討項目である、広報広聴について、反問権について、所管事務調査について、議員間討議について、市民アンケートの実施についての5項目を検討し、全員打合せ会で検討結果について報告した。タブレット導入については、有志チームと議会改革特別委員会で検討していたが、次の議長のもとで議会運営委員会か新たな場で検討してもらい、議会改革特別委員会については当初の目的は完了したため、今後どうするか意見を伺いたい。

（委員） 当初の目的は達成した。次へどのように引き継いでいくかは方向性を出した方がよい。

（委員） 会派結成等があったため、このまま議会改革特別委員会としてやっていくよりは、引き継ぐことをまとめ議会運営委員会か新たな体制でやっていくのがよい。

（委員） ICTの方向性の議論は進んでいるがコロナ禍で世の中の状況が急激に変わってきてしまっている。行政改革のペーパーレス化を進める必要はあるが、

新たに会派も結成され個人の意見を吸い上げることが難しいため体制を変える方がよいと思う。

(委員) 特別委員会は概ね2年ということで設置され、検討項目は終了した。先日新聞に掲載されたように議会の見える化としては、長久手市の評価は低く、特別委員会で議論した結果、録画配信のスマホ対応が限界であるが、議会改革として解決すべきことはたくさんあるため新たな形で続けていかなければならない。

(委員) 速やかに次の場へ移行できるよう特別委員会での意見をまとめ申し送りすればよい。広報広聴はICTに関わるため部会を横断できるような体制を提案する。

(委員長) 特別委員会の目的は達成したため、意見としてまとめ、議会運営委員会が新たな場へ引き継ぎ、議会改革特別委員会は廃止とすることでよいか。

<異議なし>

(1) 録画映像配信について

(委員長) 以前第11回の会議で議論して、スマホ等対応の新たな録画配信システムに移行する令和3年度の予算要求を優先し、過去の映像配信については査定されれば致し方ないということになった。予算については、新たな録画配信システムと任期中の過去2年分の映像変換についても予算がついた。過去2年分ではあるが映像変換し配信するかどうか意見を伺いたい。

(委員) 過去の映像変換予算は8万円と聞いた。今期の議員の2年分は残した方がよい。

(事務局) 1年分が8万円で2年分のため16万円と消費税となる。過去2年分とは令和元年6月分からである。

(委員) 今期の任期分でも過去の映像を変換し配信できるのであればその方がよい。

(委員) 議会録画映像配信業務運営要綱は、過去4年分を配信することになっている。今年度は2年分の過去映像変換し配信し、令和5年度に過去4年分の映像が配信されることになるので残してほしい。

(委員長) 要綱には過去4年分の映像を配信することになっているが、実際はそれ以上の映像も配信しているが今後はどうなるのか。

(事務局) 要綱上は該当年と過去4年間分を配信することになっているが、実際は、配信を始めた平成23年第2回定例会から映像は配信している。今後は、要綱通り過去映像は4年分の配信として運用したい。

(委員長) 過去2年分の映像変換し配信するという意見であったので残すこととする。要綱については、改正する必要があるため、改正案を配付した。第5条の3について、録画映像配信システム切替のため令和7年までは適用しないとする。この内容で改正する案としてよいか。

(議長) 過去映像2年分を残すのであれば令和7年ではなく令和5年ではないか。

(事務局) 令和5年までとすることで該当年と過去4年間分となるため、要綱案は令和5年までに訂正する。

(委員長) 改正案の令和7年を令和5年に訂正し、要綱改正案としてよいか。

<異議なし>

(委員) 要綱改正案は議長に報告し、議会運営委員会で諮ってもらうこととする。

(2) 議員間討議について

(委員長) 前回、議員間討議実施後の検証を行い、議員間討議前の執行部の退席手続きについて課題ということであった。今回は執行部から相談があったので、議員間討議に入る前に休憩し、執行部は退席したが、市長以外の職員は傍聴していた。次の第2回定例会に向けてどうするか決める必要があるので意見を伺いたい。

(委員) 議員間討議の内容によっては執行部が傍聴するかどうか委員会が判断できるとよい。

(委員) 休憩して退席する職員は退席し、傍聴を希望する職員はそうすればよい。

(委員) 議員間討議は執行部にも聞いてもらった方がよい。執行部のほとんどがそのまま残っていたため、退席のための休憩を入れる必要はないと思う。

(議長) 傍聴者の人数制限をしているので残る職員を傍聴者としてとらえない方がよい。

(委員) 退席のための休憩は入れず、そのまま議員間討議を始めてよいのではないか。

(委員長) 市長が退席する場合はどうしたらよいか。

(議長) 市長に聞いてほしいという議員もいるのではないか。

(事務局) 前は議員間討議の時間が決まっていなかったため、市長は退席したいということであった。今後も同じであると思うが、議員間討議に市長も出てほしいということであれば調整が必要である。

(委員) 議員間討議が終わったあとに市長が入室するタイミングがないため休憩を入れる方がよい。

(委員長) 議員間討議前の休憩は入れず退席する職員は退席し、残る職員はそのまま残り、議員間討議後は市長が入室のための休憩をとることでよいか。

<異議なし>

<休憩：午前10時47分>

<再開：午前11時00分>

(3) タブレット導入について

(委員長) 資料を配付したので議長から説明願う。

(議長) ペーパーレスにおけるタブレットの導入について、導入効果については、印刷・配布コスト、手間の削減で行政改革にも挙がっている。また、会議だけ

ではなく、議員活動でも活用できる。会議で資料を見るためのタブレットであるため、通信環境は、W i - F i 環境が脆弱であるため庁舎内の通信環境が整うまでは、W i - F i とモバイルルーターかセルラーモデルで、公費とし通信環境が整った後は検討が必要である。タブレット端末は、同一機種の方が操作方法等議員同士で教え合いやすい、セキュリティレベルを合わせることで機能性を高められ統一した運用ルールを適用しやすい同一タブレットとする。タブレットは、操作する、見る、撮る、送る、受ける程度にし、資料作成等の長時間作業は各自のパソコンを使う。OSは、i O S系としG I G Aスクールで本市の小中学生が使用している i P a d が、初心者にも操作が比較的簡単である。閲覧等を想定しているため、キーボード、ペンシルは各自負担とする。参考として8種類の i P a d を資料に載せている。タブレットのサイズは引き続き検討してほしい。アプリケーションは、ペーパーレスで会議を行うと、資料閲覧と資料共有の機能として、導入が進んでいる自治体で使用しているシステムは、S i d e B o o k s と m o r e N O T E である。執行部も同期させるということになるとライセンス料等変わってくるため比較検討する必要がある。

グループウェアは、1か月 d e s k n e t ' s N E O を試行した。アンケートで様々な意見はあったが、今年度は d e s k n e t ' s N E O でやっていきたい。

(委員長) 議長の有志チームの検討結果の報告ということであった。議会改革特別委員会として、タブレットを活用した議会の I C T 化として案をまとめたので確認してもらい意見を伺いたい。1は導入による効果及び必要性、2は導入する内容についてである。3の活動範囲について意見を伺いたい。

(無党派) タブレットは庁舎外へ持ち出し可とし、通信費は、公費か私費か決めるのは行政改革のペーパーレス化で具体的にどうしていきたいのかという情報量が少ないなかでタイミングとして早いのではないか。

(公明党) タブレットは庁舎外へ持ち出し可とする。通信費は個人負担でよいのではないか。

(香流) タブレットは庁舎外へ持ち出し可とする。通信費は、公私の分別をどこでつけるのか明記できればどちらでもよいが、公費とするなら一定の基準は設ける必要がある。

(改革ながくて)

庁舎外への持ち出しは可とする。通信費を公費とする場合、責任をどこまでとれるのか。公私の線引きは必要で基準を設けるべきである。

(委員長) タブレットの庁舎外の持ち出しは可とし、通信費のルール作りをしたうえで公費とする。

(委員) 議会活動に限定する方法もある。公私の区別の議論はすべきである。

(委員長) 次に4の文書データの活用範囲について意見を伺う。

- (委員) 議案、予算書、決算書、例規集等の扱いについて、どこで何年間分保管するのか。執行部と制度設計の調整が必要である。
- (委員) 公開されている資料はタブレットで閲覧できるとよい。
- (委員) 市のホームページの資料はタブレットで閲覧できる必要はない。未公開情報等確認すればよいものは各自確認し削除すればよい。議会活動、まちづくり、ホームページに掲載されないものをどうするか。委員会の資料は全議員が閲覧できるようにする。保管してデータとして持っているものを外へ出す場合にどこで制限をかけるかはその都度執行部と調整が必要である。
- (委員) 優先順位をつけて支障ない形で進めていく。
- (委員) 公開されているものは活用し、未公開や非公開はセキュリティをしっかりとった方がよい。
- (委員長) ホームページで公開しているものは不要とし、非公開、公開の分別をどうするかは今後検討する必要がある。
次に5のアプリ等について意見を伺いたい。
- (委員) タッチペン等は個人負担でよい。長久手市議会として使えるアプリのみとするか自由とするのか、何をどうしていくか決める必要がある。
- (委員) 今後検討する必要がある。付属品は個人負担でよい。
- (委員) タッチペン、キーボード等使いやすくするのは個人負担でよい。アプリは届出等が必要である。瀬戸市議会はアプリを使う場合は許可制となっている。セキュリティは気を付ける必要がある。何等かのチェックが必要である。
- (委員) 議員活動の線引きが難しい。アプリは必要最低限しか入れられないのではないかと思う。
- (委員) タブレットを保護するカバーは公費でもよいと思うが、タブレットのカスタマイズまですることはどうかと思う。統一のアプリのセットアップやウイルスの懸念があるためルール作りは必要である。
- (委員長) 意見について次の場での検討課題として列記する。
6のスケジュールについて、令和3年7月には予算要求をする必要がある。
次に7の検証について意見を伺いたい。
- (委員) 期間は区切らず随時やっていく体制が必要である。
- (委員) 令和4年第1回定例会から導入のため、検証は、任期最後の12月を目安として改選前にできるとよい。
- (委員) いなべ市議会の基準にあるように、使用方法の改善、改良の検討は続け、必要であれば基準を見直しすべきである。今期であると1年間利用し、改選前には検証した方がよい。いつでも議論する必要はある。
- (委員) 次の検討する場で、随時検証する。
- (委員) 検証や活用は随時行い、運用については改選前までに検証は必要である。
- (委員長) 令和4年12月くらいまでには検証する必要があるが、必要であれば随時検証する必要もある。出された意見を参考に案を修正する。

議会改革特別委員会の検討結果をまとめて議長へ報告する。報告書については正副委員長一任でよいか。

<異議なし>

- 3 その他
特になし

以上で議会改革特別委員会を終了する。